

令和6年度大和高田市国民健康保険天満診療所運営審議会会議録

開催日 令和6年8月7日（水）午後2時～
場 所 菅原公民館 会議室

○出席委員 森本委員・増田委員・北本委員・羽山委員・福島委員・吉岡委員
○欠席委員 なし
○事務局側 田中部長・岡崎保険医療課長・芳村国保医療グループ係長・梅本医師・仲西参与
○傍聴人 0名
○付議案件 議第1号. 令和5年度天満診療所特別会計決算について
議第2号. その他

次第1. 開会

事務局)

定刻には少し早いですが、只今から、令和6年度 第1回 国民健康保険天満診療所運営審議会を始めさせていただきます。

本日は大変お忙しいなか、ご出席いただきましてありがとうございます。

本日の進行役を務めさせていただく仲西です。よろしくお願ひいたします。

また、本日は、天満診療所所長の梅本先生にも来ていただいております。よろしくお願ひいたします。

本審議会の開催にあたりまして、大和高田市国民健康保険天満診療所条例第8条の開催規定により、審議会委員の半数以上のご出席をいただいておりますので、本審議会が成立していること、そして、公開で行っている本審議会におきまして、傍聴を希望される方はおられなかったことを併せてご報告いたします。

では、開会に先立ちまして、資料の確認をさせていただきます。

卓上には本日の会議次第と座席表を配布させていただいております。

また、会議資料としまして、A3横の資料とA4縦の資料を事前に送付させていただいております。

予備もご用意しておりますので、不足があればお申し付けください。

次第2. 会長挨拶

事務局) よろしいでしょうか。

それでは、まず始めに、森本会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長挨拶（省略）

事務局) ありがとうございました。

次第3. 保健部長挨拶

事務局) つづきまして、保健部長の田中よりご挨拶申し上げます。

部長挨拶（省略）

それでは、これより本日の議案の審議に入らせていただきます。

本日の議長は、条例第8条第2項の規定に基づき、森本会長に議長をお願いいたします。

それでは、議事進行のほどよろしくお願ひいたします。

会長)

では私の方で会議の進行を務めさせていただきます。

早速、議事に入りたいと存じます。

まずは『令和5年度 国民健康保険天満診療所特別会計決算について』を議題と致します。

事務局より説明願いします。

課長)

私の方からは、令和5年度国民健康保険天満診療所特別会計の決算の概要につきましてご説明申し上げます。A3資料の1ページ目「総括表」をご覧ください。

まず一番の下の欄になりますが、歳入の予算現額1億1981万6000円に対しまして決算額1億1517万1440円。前年度より40万548円、0.3%の減となっております。一方、右側の歳出決算額は1億1068万619円で、前年度より151万6447円、1.4%の増となり、その下の表に移りまして、歳入歳出差引額である実質収支は、449万821円の黒字、昨年度からの繰越金6,407,816円を差し引いた単年度収支では191万6995円の赤字決算となりました。

なお、令和5年度におきましては、基金積立を約570万円しておりますので、これがなかった場合で補正した実質単年度収支では378万7319円の黒字となり、前年度並みの収支となっております。

歳入の主な内容をご紹介いたします。

左側のページ、一番上の段の第1款診療収入の決算額は9689万6033円で1.7%の収入増。このうち外来収入は9245万4642円で2.1%の増となりました。

この診療収入と次の使用料及び手数料収入を合算した医業収入につきましては、別紙資料①をご覧ください。上段に、青い折れ線で患者数を、棒グラフで医業収入の推移を表したグラフがあるかと思いますが、患者数が11,295人で減少したものの、1人当たり医業収入は9,595円で約2.6%の増となっております。

A3資料に戻らせていただきます。

中段にあります款4繰入金の決算額は17万円で449万5000円の減となっております。

項3:一般会計繰入金におきまして、令和4年度は管理職配置分として人件費の半額を一般会計で負担していただいておりましたが、5年度の人事異動に伴っての減となっております。

続いて右側のページ、歳出決算でございます。

まず款1総務費につきましては、支出済額は5492万7005円で、4.2%の減となりました。

あわせて別紙資料②もご確認ください。

一般管理費としては241万9649円の減となっておりますが、内訳としましては、報酬、給料、職員手当、共済費を合わせた人件費の総額で約350万円の増、それ以外の物件費で約600万円の減となっております。増減の主な要因は、人事異動等によるものと、医療事務員を派遣から直接雇用に切り替えたこととなっております。

また、款2医業費ですが、支出済額5004万9009円で、薬価改定や患者減少に伴い医療品衛生材料費が約200万円の減、款全体で3.4%の減となりました。

最後に、天満診療所の財政調整金につきましては、年度末残高が2020万6946円となっており、先ほどの実質収支黒字額449万821円につきましても、9月議会にて補正を行い、基金に積み立てる予定をしております。

決算の概要につきましては以上でございます。続きまして、決算の詳細につきまして、芳村の方から説明させていただきます。

係長)

それでは、お手元の資料の2ページをご覧ください。

まず、第1款、診療収入につきましては、第1項 外来収入として 92,454,642 円、内訳といたしましては、国保加入者の診療報酬分で 12,647,109 円、社会保険分 16,947,661 円、後期高齢者分 46,194,350 円、患者様からいただく一部負担金 14,971,993 円、その他の診療報酬収入 1,693,529 円となっており、国民健康保険、その他の診療報酬収入以外は前年度より増額となっております。

例年、国保加入者の診療報酬分と社会保険分が減収し、後期高齢者分が増加する傾向でありましたが、令和5年度におきましては社会保険分でも増収となっております。患者の年齢構成に目立った変化はないことから、令和4年度より社会保険の適用拡大が図られたことによる影響と考えております。

また、外来収入全体で 2.1% の増となった主な要因は、発熱患者へのコロナ、インフルエンザ検査の件数が増えたことで1人当たりの診療単価が増となったためと考えております。

続いて第2項 その他検査等収入は 4,441,391 円。実績としましては、特定健診が 230 件、健康診断が 114 件と前年度並みの実績となっております。

次に第2款 使用料及び手数料。こちらは、11,684,734 円の収入で、前年度から約 75 万円、6.0% の減となりました。減収の主な要因としたしましては、第2項 手数料のうちの各種予防接種の実施による手数料収入で1月以降のコロナ予防接種の件数が減少し、前年度に比べ約 74 万円の減となりました。

次のページです。

第4款 繰入金におきましては 170,000 円の収入で、前年度に比べて 4,495,000 円、96.4% の減となりました。減収の主な要因は、先ほど課長から説明させていただきました、令和5年度の人事異動に伴う一般会計繰入金が減収によるものです。

続いて第5款の繰越金におきましては、令和4年度からの繰越金として 6,407,816 円の収入となり、前年度から約 300 万円の増収となっております。

続いて、第6款の諸収入での収入済額が 12,543 円で、預金利子収入が 88 円、容器代 11,040 円、地方公務員災害補償負担金精算金 725 円、テレビ受信料返還金が 690 円となっております。

続きまして3ページ目、歳出の詳細につきましてご説明を申し上げます。

総務費につきましては、支出済額 54,927,005 円で前年度より約 240 万円、4.2% の減となりました。

運営審議会委員報酬を除く報酬と給料、職員手当、共済費を合わせた人件費の総額で約 350 万 6 千円の増となっておりますが、内訳としましては、正規職員で 3,408,000 円の減、会計年度職員で 6,914,000 円の増となりました。

また、物件費の執行状況につきましては、代診医師への報酬と水路を清掃してくださった吉井自治会様への謝礼の報酬を支出する報償費で 431,818 円。交際費 15,409 円。4ページ目にまたがりますが各種消耗品や光熱水費、修繕費等の需用費 1,325,470 円。こちらは桜の木の害虫駆除剤の購入や自動ドアの修理、照明器具のLED化などで若干の支出増となっております。また、役務費では、通信運搬費、クリーニング手数料、コピーカウンター保守点検、各種設備の保守点検料として 741,811 円、セコムや清掃委託、医療廃棄物処理委託料等々を支出する委託料では医療事務派遣中止で支出済額は 7,038,000 円の減となっております。なおR3年度まで設置していたPCR検査のための分院におきましては、令和2年度に交付を受けていた国庫補助金の清算金として 703,000 円を償還金、利子及び割引料として支出しております。また、第2目の連合会費、第2項 研究研修費につきましては、前年度と同様の執行状況となっております。

5ページ目に入りまして、医業費です。

第2款 医業費の支出済額 50,049,009 円は、前年度より約 1,760,000 円、3.4% の減となっておりま

す。

第1目 医療用機械器具費、1,111,572円。医療系パソコンやエコー、レントゲンなどの保守点検手数料やリース代が主な支出となっております。

第2目 医療用消耗機材費につきましては2,219,584円で、前年度より427,350円の増。支出増の要因は、薬を入れる袋や輸液セット等の医療用の消耗品の他、コロナやインフルエンザの検査キット、感染症予防対策のための消耗品購入が増となったことによるものです。

第3目 医薬品衛生材料費については、医薬品の購入費用として41,647,711円の支出。

第4目 医療用諸検査費については、血液検査、分析等の費用として5,070,142円の支出となりました。

続いて、第3款 基金積立金におきましては5,704,314円、前年度繰越金の全額を基金に積み立てたものです。

最後に第4款 公債費につきましては、診療所の運営に必要なキャッシュとして基金を繰替運用したことによる預金利子相当が支出するもので、291円の支出となっております。

以上が令和5年度決算についての詳細となります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

会長)

ありがとうございました。

只今の決算の説明について、各委員のご意見・ご質問、或いは、ご提案がございましたら、お受け致します。

委員)

1ページ目の1番下、実質収支、単年度収支、実質単年度収支について説明お願いします。

課長)

実質収支は、歳入の総額から歳出の総額を差し引いたものでございます。ただこの中には前年度からの繰越金6,407,816円が含まれておりますので、その分を差し引いたものを単年度収支としております。

令和5年度は、4年度には行わなかった基金の積み立てを行っておりますので、それをもし行わなかった場合の金額で比較するため、単年度収支から基金積立金を差し引いた金額を実質単年度収支として記載しております。

委員)

診療所決算としては、令和3年度から黒字が続いている、減価償却費は含まれていないということですね。

課長)

はいそのとおりです。

会長)

実質単年度収支についてもう一度説明してもらえますか。概要説明に前年度繰越金6,407,816円を差し引いた単年度収支では1,916,995円の赤字となりましたが、令和5年度中に行なった基金積立金5,704,314円がなかった場合で補正すると約379万円の黒字となり、前年度並みの収支となっておりま

す。この中の約 379 万円というのが、よくわかりません。

課長)

令和 4 年度には行わなかった基金の積み立てを 5 年度は 5,704,314 円行っておりますので、それをもし行わなかった場合の金額です。これは前年度からの仕送りももらわず、翌年度への積立てもしなかった場合の純粋な単年度の収益を指します。

会長)

繰越金は 6,407,816 円あったのに、基金積み立ては 5,704,314 円とありますが、これはどういうことでしょうか。

課長)

分院において令和 2 年度に行った PCR 検査において国からの補助金の返還金が繰り越されており、その金額が 703,000 円ございました。これを令和 5 年度において執行する必要があったので、差し引いた 5,704,314 円のみを基金に積み立てた経緯があります。

会長)

総務費の役務費、通信運搬費において、予算現額が 243,000 円に対して決算額 248,033 円予算を超えた決算額になっていますが、これはどういうことでしょうか。

課長)

資料の作成誤りです。年度途中に節内で流用しており、正しくは予算現額〇〇円とするべきところ、当初予算額のまま記載しておりました。申し訳ありません。

委員)

薬の購入方法については、市立病院と同じですか。

課長)

薬剤一つずつ、単価で入札しております、現在 4 者で入札しています。業者登録が市立病院は独立しているので、全く同じではありませんが、手法としては同様となっております。

委員)

害虫被害のあった桜の木への薬剤を購入したとありますが、結果として薬剤注入してもダメだったということですか。

課長)

4 本ある桜の木のうち 2 本は薬を吸収することができず伐採しました。2 年に 1 度、薬の注入が必要で、その薬剤を扱っている業者は奈良県内に一社のみとなっております。

委員)

そうなんですね。地元でも考えておりまして、かなりの高額になるようでどうしたものかと考えてい

ます。

会長)

人件費のことでお聞きします。以前は委託していたものを直接雇用に切り替えたが、実際運用上はそれで良かったのか検証はされているのですか。

課長)

この診療所の強みは、患者との距離が近い、丁寧な診察であると考えており、患者様とのコミュニケーションが取れる方が継続して来てもらえる体制を維持できたことは収益増につながっていると感じています。また、少ない人数でやりくりしているので、職員間の相性の面で安心感もあります。

会長)

梅本先生、コロナの状況については、診療所は、どうでしょうか。

梅本医師)

さすがに多いです。毎日 5 名から 8 名の患者がいます。今のコロナは感染力が高いので一人罹患したら家族みんなにうつってしまいます。

会長)

薬が高いと聞きますがいかがですか。

梅本医師)

薬剤は 9 万円ほどするので、患者様の負担は 30,000 円程度になります。重症化する人はコロナの薬を投薬しておりますが、それ以外の方は解熱剤等の投薬となっています。本当に薬が必要な方を見極めるのが難しいです。コロナの予防接種も 10 月から始まります。65 歳以上の方は 2,000 円の窓口負担となります。

会長)

ご質問・御意見等も出つくした様ですので、本件『令和 5 年度 国民健康保険天満診療所特別会計決算』に係わる事務局の説明にご了承いただけますか。

(審議委員各位……異議なしの声)

会長)

ご了承いただけたものと致します。委員各位には、貴重なご意見・ご提案を頂き、誠に、ありがとうございます。

その他

会長)

続いて、次第の「その他」に移ります。事務局から 2 点報告があると伺っておりますので、高濃度 PCB 廃棄物に関する事務局の説明と、クビアカツヤカミキリによる被害を受けた桜の木に関する事務局の説明願えますか。

課長)

先月、天満診療所において高濃度 PCB 使用電気工作物が発見された件で報道発表がありましたが、改めまして、発見至った経緯や、現在の状況等につきましてご報告させていただきます。

お手元の資料は、報道機関に提供した記事の内容と、現場の状況を写した写真です。発見されたのは、高圧コンデンサ 1 台と、蛍光灯に内蔵された安定器 3 台。いずれも昭和 44 年製で、メーカーへの問合せにより高濃度 PCB が含有されていることが確認されております。

ご存じの方もおられるかと思いますが、PCB とは「ポリ塩化ビフェニル」の略称で、人工的に作られた油状の化学物質をいいます。不燃性で絶縁性が高いことから、主に電気機器の絶縁油に使用されていましたが、昭和 43 年のカネミ油事件では、食用油の製造過程で混入し、健康被害が発生。昭和 47 年に製造中止、使用も中止されております。天満診療所におきましては、高圧コンデンサにあっては平成 3 年から、蛍光灯用安定器は平成 28 年から使用を中止しておりましたので、人体や周辺環境への被害はございません。

次に、発見に至った経緯を説明いたします。

高濃度 PCB に関する全庁的な調査は、過去に 2 度実施されておりましたが、いずれも長年使用していない場所に設置されていたこともあり、調査ができておりませんでした。今年 5 月に、クリーンセンターから低濃度 PCB に関する調査依頼があり、営繕課の技術職員と電気事業者の立ち合いの下で調査を行ったところ、発見することができました。

現在、電気工作物等は、市民が立ち入らない倉庫にて環境省の基準に基づいた保管をしており、届出先である奈良県へも令和 6 年 6 月 27 日付で報告を行いました。高濃度 PCB 廃棄物につきましては、すでに法で定める処理期限は超過しておりますが、北海道室蘭市が高濃度 PCB 廃棄物の処理を条件付きで受け入れることを表明しておりますので、関係機関と協議を行い、適切に処理してまいります。

委員の皆さんにもご心配をおかけしたことと存じます。申し訳ありませんでした。過ちを起こさないよう再発防止に努め、より一層の安全対策を講じてまいります。

続いて、害虫被害のあった桜の木につきましては、7 月に職員により根元から伐採し、シートをかぶせております。残りの二本につきましては、薬剤を注入し、様子をみております。

最後に、追加報告となります。令和 5 年 3 月に、大和高田市地域包括ケア推進課と奈良コープ、株式会社近商ストアとの間で日常の買い物に困っている方を支援するため買い物支援事業に関する協定を締結しました。ならコープの移動販売が 10 月の二日間試行的に巡回することになりました。ご協力お願いします。今回は試験的に 2 回予定されていますが、反響を得ましたらまた回数も増えるかと思います。詳しくは 10 月の広報に掲載させることです。

会長)

PCB の現地保管は、また来年度も継続という感じですか。

課長)

これから低濃度 PCB についての全施設調査が始まる予定です。その結果を見て保管場所を決めるところですが、今のところは診療所で厳重に保管となっております。

会長)

桜の木は 2 本伐採しましたが、もしこれを放置していたらどうなりますか。

課長)

木が死んで倒壊する恐れがあります。

委員)

京都でも木が倒壊するという事件がありましたので、最善を尽くしていただきたいです。

委員)

PCBのことについてですが、電気設備の定期点検等はされてなかつたのですか。

課長)

平成3年から低圧電力に変わり、高圧を使用しておりませんでした。低圧電力の場合、法定の定期点検は不要となっております。

会長)

移動販売は、天満診療所以外にもあるのですか。

課長)

ゆうゆうセンターと葛城コミュニティセンターです。他に「とくし丸」が何箇所か回っております。

会長)

他にご意見・ご質問ございませんか。無いようでしたら、これをもちまして、運営審議会を閉会とさせて頂きます。議事進行にご協力、ありがとうございました。

事務局)

森本会長、本日の議長を務めて頂き、ありがとうございました。

次第5. 閉会

事務局)

以上をもちまして、令和6年度 第1回 国民健康保険天満診療所運営審議会を閉会いたします。皆様方には、お忙しい中、長時間にわたり、ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。